

# 平成29年第5回美幌町議会定例会会議録

平成29年 9月19日 開会

平成29年 9月21日 閉会

平成29年 9月21日 第3号

## ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
(諸般の報告)
- 日程第 2 同意第 2 3 号 美幌町教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 同意第 2 4 号 美幌町職員懲戒審査委員会委員の任命について
- 日程第 4 議案第 3 9 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 日程第 5 議案第 4 0 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第 6 議案第 4 1 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第 7 議案第 4 2 号 美幌町子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議案第 4 3 号 美幌町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議案第 4 4 号 平成 2 8 年度美幌町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 1 0 議案第 4 5 号 平成 2 9 年度美幌町一般会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 1 1 議案第 4 6 号 平成 2 9 年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 2 議案第 4 7 号 平成 2 9 年度美幌町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 1 3 議案第 4 8 号 平成 2 9 年度美幌町公共下水道特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 4 議案第 4 9 号 平成 2 9 年度美幌町病院事業会計補正予算 (第 1 号) について

## ○日程追加事件

- 追加日程第 1 行政報告
- 追加日程第 2 議案第 5 0 号 美幌町墓園等条例の一部を改正する条例制定について
- 追加日程第 3 議案第 5 1 号 平成 2 9 年度美幌町一般会計補正予算 (第 5 号)

## ○議事日程

- 日程第 1 5 認定第 1 号 平成 2 8 年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 6 認定第 2 号 平成 2 8 年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 7 認定第 3 号 平成 2 8 年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 8 認定第 4 号 平成 2 8 年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 9 認定第 5 号 平成 2 8 年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 0 認定第 6 号 平成 2 8 年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 1 認定第 7 号 平成 2 8 年度美幌町水道事業会計決算認定について

- 日程第 2 2 認定第 8 号 平成 2 8 年度美幌町病院事業会計決算認定について  
 日程第 2 3 意見書案第 7 号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書について  
 日程第 2 4 意見書案第 8 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について  
 日程第 2 5 意見書案第 9 号 適正な地方財政計画の策定を求める意見書について  
 日程第 2 6 報告第 1 1 号 健全化判断比率について  
 日程第 2 7 報告第 1 2 号 資金不足比率について  
 日程第 2 8 報告第 1 3 号 放棄した債権の報告について  
 日程第 2 9 報告第 1 4 号 平成 2 8 年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について  
 日程第 3 0 報告第 1 5 号 例月出納検査報告について（5 月～7 月分）  
 日程第 3 1 議員の派遣について  
 日程第 3 2 閉会中の継続調査について

#### ○出席議員

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| 1 番 高 橋 秀 明 君   | 2 番 大 江 道 男 君       |
| 3 番 新 鞍 峯 雄 君   | 4 番 上 杉 晃 央 君       |
| 5 番 稲 垣 淳 一 君   | 6 番 戸 澤 義 典 君       |
| 7 番 早 瀬 仁 志 君   | 8 番 岡 本 美 代 子 君     |
| 9 番 坂 田 美 栄 子 君 | 副議長 1 0 番 吉 住 博 幸 君 |
| 1 1 番 橋 本 博 之 君 | 1 2 番 中 嶋 す み 江 君   |
| 1 3 番 古 舘 繁 夫 君 | 議 長 1 4 番 大 原 昇 君   |

#### ○欠席議員

なし

#### ○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席説明員

- |                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| 美 幌 町 長 土 谷 耕 治 君 | 教 育 委 員 会 長 平 野 浩 司 君 |
| 監 査 委 員 高 木 清 君   |                       |

#### ○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席受任説明員

- |                          |                       |
|--------------------------|-----------------------|
| 副 町 長 平 井 雄 二 君          | 総 務 部 長 広 島 学 君       |
| 民 生 部 長 高 崎 利 明 君        | 経 済 部 長 矢 萩 浩 君       |
| 建 設 水 道 部 長 石 澤 憲 君      | 病 院 事 務 長 但 馬 憲 司 君   |
| 会 計 管 理 者 橋 本 美 典 君      | 事 務 連 絡 室 長 中 村 敏 文 君 |
| 総 務 主 幹 小 室 保 男 君        | 電 算 主 幹 河 端 勲 君       |
| ま ち づ くり 主 幹 田 中 三 智 雄 君 | 政 策 主 幹 小 室 秀 隆 君     |
| 財 務 主 幹 中 尾 亘 君          | 契 約 財 産 主 幹 大 場 正 規 君 |
| 税 務 主 幹 関 弘 法 君          | 環 境 生 活 主 幹 佐 々 木 斉 君 |
| 児 童 支 援 主 幹 多 田 敏 明 君    | 福 祉 主 幹 遠 藤 明 君       |

健康推進主幹	武田孝司君	農政主幹	渡辺靖行君
耕地林務主幹	伊成博次君	商工主幹	後藤秀人君
観光主幹	那須清二君	みらい農業センター主幹	午来博君
建設主幹	川原武志君	施設管理主幹	中沢浩喜君
建築主幹	西俊男君	水道主幹	御田順司君
病院総務主幹	遠國求君	地域医療連携主幹	高山吉春君
事務連絡室次長	志賀寿君	事務連絡室庶務主幹	岩田憲次君
教育部長	田村圭一君	学校教育主幹	以頭隆志君
学校給食主幹	石田勇一君	社会教育主幹	露口哲也君
町民会館建設主幹	斉藤浩司君	スポーツ振興主幹	浅野謙司君
博物館主幹	鬼丸和幸君	農業委員会事務局長	酒井祐二君
選挙管理委員会事務局長	谷川明弘君		
監査委員室長			

○議会事務局出席者

事務局長	藤原豪二君	次長	佐藤和恵君
議事係長	橋本勝君	議事係	寺田好君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これから平成29年第5回美幌町議会定例会第3日目の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、1番高橋秀明さん、2番大江道男さんを指名します。

---

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（藤原豪二君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

◎議会運営委員長報告

○議長（大原 昇君） 昨日、議会運営委員会を開きましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 昨日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容と結果について報告いたします。

町長から、合同納骨塚の寄贈についての追加行政報告があります。

また、追加議案として、議案第50号美幌町墓園等条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第51号平成29年度美幌町一般会計補正予算（第5号）についてが提出されましたので、本日、第3日目の議案第49号平成29年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）についての後に、町長から追加の行政報告を受け、追加議案2件を審議することに決定いたしました。

議員各位及び説明員の御理解と御協力をお願いいたしまして、議会運営委員長としての報告といたします。

以上です。

---

◎日程追加の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、日程第14 議案第49号平成29年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）の次に、行政報告、議案第50号美幌町墓園等条例の一部を改正する条例制定について、議案第51号平成29年度美幌町一般会計補正予算（第5号）を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3とし、それぞれ議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、行政報告及び議案第50号、議案第51号までを日程に追加し、追加日程第1から第3までとし、それぞれ議題とすることに決定しました。

---

◎日程第2 同意第23号

○議長（大原 昇君） 日程第2 同意第23号美幌町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君） 議案の2ページで  
ございます。

同意第23号美幌町教育委員会委員の任  
命について御説明を申し上げます。

本町教育委員会委員加藤哲彦氏は、平成  
29年9月27日をもって任期満了となる  
ので、次の者を任命いたしたく、地方教育  
行政の組織及び運営に関する法律第4条第  
2項の規定により、議会の同意を求めら  
るものでございます。

氏名、加藤哲彦氏。

住所及び生年月日につきましては、議案  
に記載のとおりでございます。

以上、御説明を申し上げます。よろし  
くお願いをいたしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行  
います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めま  
す。

これから、同意第23号美幌町教育委員  
会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方  
は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、同意することに決  
定しました。

---

### ◎日程第3 同意第24号

○議長（大原 昇君） 日程第3 同意第  
24号美幌町職員懲戒審査委員会委員の任  
命についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君） 議案の3ページで  
ございます。

同意第24号美幌町職員懲戒審査委員会  
委員の任命について御説明を申し上げます。

本町職員懲戒審査委員会委員森一也氏、  
久山祥子氏、広島学氏は、平成29年9月

29日をもって任期満了となるので、次の  
者を任命いたしたく、地方自治法施行規程  
第17条第5項の規定により、議会の同意  
を求めるものでございます。

氏名、森一也氏。

住所、生年月日につきましては、議案に  
記載のとおりでございます。

氏名、久山祥子氏。

住所、生年月日につきましては、議案に  
記載のとおりでございます。

氏名、広島学氏。

住所、生年月日につきましては、議案に  
記載のとおりでございます。

以上、御説明を申し上げます。よろし  
くお願いを申し上げます。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行  
います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めま  
す。

これから、同意第24号美幌町職員懲戒  
審査委員会委員の任命についてを採決しま  
す。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方  
は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、原案のとおり同意すること  
に決定しました。

---

### ◎日程第4 議案第39号

○議長（大原 昇君） 日程第4 議案第  
39号北海道町村議会議員公務災害補償等  
組合規約の変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学氏） 議案4ページ  
になります。

議案第39号北海道町村議会議員公務災  
害補償等組合規約の変更について御説明を  
申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

記以下につきましては、参考資料により御説明を申し上げますので、参考資料の1ページをお開きいただきたいと思ひます。

資料1でございます。

改正目的につきましては、組合構成団体の名称変更による規約の変更を行おうとするものでございます。

改正内容でございます。まず一つが、西胆振消防組合が火葬場に関する事務追加に伴いまして、西胆振行政事務組合に名称変更を行ったこと、そしてもう1点が、江差町ほか2町学校給食組合が、厚沢部町の脱退に伴い、江差町・上ノ国町学校給食組合に名称変更したことに伴います規約の変更でございます。

根拠法令、それから施行日につきましては、記載のとおりでございます。

なお、変更に係ります新旧対照表を2ページに添付しておりますので、御参照いただければと思ひます。

以上、御説明を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第39号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（大原 昇君） 日程第5 議案第40号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学氏） 議案5ページになります。

議案第40号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

記以下につきましては、参考資料の3ページで御説明をさせていただきますと思ひます。

資料の2でございます。

改正目的につきましては、議案第39号同様、構成団体の名称変更によります規約の変更でございます。

改正内容につきましても、前議案と同様、西胆振消防組合が西胆振行政事務組合に、また江差町ほか2町学校給食組合が江差町・上ノ国町学校給食組合に名称変更を行ったことによります変更でございます。

根拠法令、施行日につきましては、記載のとおりでございます。

なお、今規約の変更に伴います新旧対照表を4ページに添付しておりますので、御参照いただきたいと思ひます。

以上、御説明を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第40号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成

◎日程第5 議案第40号

の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第41号

○議長（大原 昇君） 日程第6 議案第41号北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学氏） 議案6ページになります。

議案第41号北海道市町村総合事務組合理約の変更について御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を次のとおり変更する。

記以下につきましては、参考資料により御説明を申し上げますので、参考資料の5ページをお開きいただきたいと思ひます。

資料3になります。

改正目的でございますが、議案第39号、それから第40号と同様、構成団体の名称変更によるものでございます。

改正内容につきましては、記載のとおり、二つの組合が名称変更を行ったことにより、規約の変更を行おうとするものでございます。

根拠法令、施行日につきましては、記載のとおりとなっております。

なお、この規約の変更に伴います新旧対照表を6ページから10ページに添付しておりますので、御参照いただきたいと思ひます。

以上、御説明を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めま

す。

これから、議案第41号北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第42号

○議長（大原 昇君） 日程第7 議案第42号美幌町子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の7ページをお開き願ひます。

議案第42号美幌町子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の11ページをお開き願ひます。

資料4、議案第42号関係。

改正の目的であります。美幌町子ども発達支援センターが旧中央保育所へ移転することに伴い、位置を改正するものであります。

改正内容は、条例第2条の表中、美幌町子ども発達支援センターの位置を、美幌町字新町1丁目37番地の1から美幌町字仲町1丁目142番地の69に改めるものでございます。

新旧対照表につきましては、12ページを御参照願ひます。



施行日は、平成30年1月1日であります。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第42号美幌町子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8 議案第43号

○議長（大原 昇君） 日程第8 議案第43号美幌町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の8ページをお開き願います。

議案第43号美幌町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の13ページをお開き願います。

資料5、議案第43号関係。

改正の目的でございますが、介護保険法施行規則の改正により、主任介護支援専門

員の定義が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、主任介護支援専門員に関する規定の整理で、条例第3条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員の研修に関する有効期限及び更新制の規定について、国に準拠し改正するものでございます。

また、第1条における介護保険法の引用条項の改正及び主任介護支援専門員の規定改正に伴う経過措置について整理するものでございます。

新旧対照表につきましては、14ページを御参照願います。

根拠法令は、介護保険法及び介護保険法施行規則で、施行日は、公布の日であります。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） ただいま主任介護支援専門員の資格の更新等を改正すると聞きましたが、現在、地域包括支援センターには、この資格者というのは1名だけでしょうか。人数を教えてください。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 現在、主任介護支援専門員の資格を有している職員は3名おります。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第43号美幌町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。  
したがって、本案は、原案のとおり可決  
されました。

---

◎日程第9 議案第44号

○議長（大原 昇君） 日程第9 議案第  
44号平成28年度美幌町水道事業会計未  
処分利益剰余金の処分についてを議題とし  
ます。

直ちに提案理由の説明を求めます。  
建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 議案の1  
0ページをお開き願います。

議案第44号平成28年度美幌町水道事  
業会計未処分利益剰余金の処分についてを  
御説明申し上げます。

平成28年度美幌町水道事業会計未処分  
利益剰余金の処分について。

地方公営企業法第32条第2項の規定に  
より、平成28年度美幌町水道事業会計未  
処分利益剰余金の処分について議会の議決  
を求める。

次の11ページをお開き願います。

平成28年度美幌町水道事業会計剰余金  
処分計算書でございます。

表の右端に記載をしております未処分利  
益剰余金1億4,657万1,254円のう  
ち、下段の平成28年度の純利益でござい  
ます8,425万8,655円を、美幌町公  
営企業の剰余金の処分等に関する条例第2  
条に基づき、減債積立金に積み立て、上段  
の6,231万2,599円を、議会の議決  
をいただき資本金へ組み入れようとするも  
のでございます。

以上、御説明を申し上げます。どうぞ  
よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行  
います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めま  
す。

これから、議案第44号平成28年度美  
幌町水道事業会計未処分利益剰余金の処分  
についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成  
の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決  
されました。

---

◎日程第10 議案第45号

○議長（大原 昇君） 日程第10 議案  
第45号平成29年度美幌町一般会計補正  
予算（第4号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学氏） 議案の13ペ  
ージになります。

議案第45号平成29年度美幌町一般会  
計補正予算（第4号）について御説明を申  
し上げます。

平成29年度美幌町の一般会計補正予算  
（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出  
それぞれ4,580万4,000円を追加し、  
歳入歳出それぞれ111億5,906万7,  
000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書に  
て御説明を申し上げます。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加につきまし  
ては、第2表、債務負担行為補正により御  
説明を申し上げます。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表、地方  
債補正により御説明を申し上げます。

それでは、16ページをお開きいただき  
たいと思います。

第2表、債務負担行為補正でございます。

上の自動体外式除細動器借上料、AED

の借り上げでございますけれども、期間につきましては、平成29年度から平成34年度まで。限度額につきましては、38万9,000円について設定をするものでございます。

この借り上げにつきましては、子ども発達支援センターに設置をするもので、平成30年1月移転後の1月より、5年間のリースを予定しているところでございます。

その下の屋内多目的運動場建設工事基本設計業務委託料でございますけれども、期間につきましては、平成29年度から平成30年度まで。限度額が、1,247万4,000円でございますけれども、この委託業務につきまして、委託期間を10カ月程度で、平成30年7月までを予定しております。今回設定をいたします1,247万4,000円を、平成30年度の支払い限度額として設定を行うものでございます。

次に17ページ、第3表、地方債補正でございます。

上の農業生産基盤整備事業、70万円の増につきましては、各地区におけます事業費変更に伴います増額でございます。

その下の町道整備事業、680万円の増につきましては、町道30号道路雨水対策実施設計委託に係る事業費を一般財源から過疎債ハードに振りかえを行うものでございます。

今回の補正によりまして、本年度起債借り入れの予定額が16億2,589万9,000円の限度額ということになります。

次に、歳出について御説明を申し上げますので、26ページ、27ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、2款、総務費の4目、財産管理費、庁舎改築等事業費の増、非常勤職員報酬22万4,000円の増でございますけれども、これにつきましては、庁舎改築に当たりまして、町民会議として美幌町附属機関に関する条例に基づき設置をされております美幌町行政改革推進委員会で協議をいた

だくための4回分の報酬の補正でございます。

その下の町有財産管理事業費の増、消防庁舎用地測量業務委託料265万7,000円の増につきましては、消防庁舎建築に当たりまして、町道の一部を廃止し、消防庁舎建設用地とするための測量委託料の計上でございます。

その下、政策推進事業費、広告料108万円の増でございますけれども、本町130年に当たりまして、本町より転出をされました方々、あるいはこの間本町の発展に御尽力、御協力をいただいた関係者、あるいは関係機関の方々に、広く130年の周知を図るための北海道新聞全道版への広告料でございます。

その下の生活バス路線等維持事業費の増、修繕料27万1,000円でございますけれども、これにつきましては、混乗スクールバス豊岡線のバスのフロントガラスにひび割れがあることから、修繕を行うものでございます。

なお、保険の適用につきましては、現在、保険会社と協議中でありまして、保険適用の場合については、免責額内の修繕ということになります。現在その結論が出ていないため、修繕額全体額を予算計上させていただいたところでございます。

次に、3款、民生費、社会福祉推進事業費の増、積立金30万円の増でございますけれども、これは6月2日に埼玉県在住の荒井憲誠様より、実母、実妹が長年美幌町にお世話になり、高齢者福祉に役立ててほしいと30万円の御寄附いただきましたので、福祉基金に積み立てを行うものでございます。

なお、今補正後の各種基金年度末予定残高を参考資料の15ページに添付しておりますので、御参照いただきたいと思っております。

次に29ページになります。

一番上の年金届書電子媒体化システム改修委託料43万2,000円につきましては

は、国民年金法に基づく届出書の電子媒体化の実施に伴いますシステム改修委託料でございます。

その下の償還金利子及び割引料719万1,000円の増につきましては、平成28年度障害者自立支援給付費、医療費の確定に伴います国費、道費の返還金でございます。

それから2項、児童福祉費でございます。

償還金利子及び割引料54万2,000円の増につきましては、平成28年度子どものための教育・保育給付費確定に係ります国費、道費の返還金でございます。

その下の子ども発達支援センター運営事業費の増419万6,000円につきましては、移転に伴います必要経費について、今回補正をするものでございます。

この中で下から三つ目の庁用備品38万6,000円につきましては、キッズテーブル、それから椅子、カーテン等の購入を図るものでございます。

その下の機械器具55万8,000円につきましては、小型除雪機の購入を図ろうとするものでございます。

一番下の教育備品155万9,000円につきましては、療育用ブランコ、あるいはホワイトボードなどの購入を図ろうとするものでございます。

続きまして、その下の子ども発達支援センター移転改修事業費74万5,000円の増でございますけれども、これにつきましては、旧中央保育所の東側園庭を簡易舗装により、駐車スペースの確保を図るための予算計上でございます。

それから一番下の子育て支援センター運営事業費の増、消耗品費12万6,000円の増につきましては、子ども発達支援センター移転後の子育て支援センターとして利用を図る上で、電気ストーブの安全柵が必要となることから購入を図ろうとするものでございます。

次に31ページをお開きいただきたいと

思います。

1目の保健衛生総務費、病院事業会計補助金39万8,000円の増につきましては、国保病院の医師採用に係る町の補助金の増でございます。

その下、個別予防接種委託料469万7,000円の増でございますけれども、これにつきましては、インフルエンザ予防接種料金の一部助成を行うこととして、予防接種率の向上を図るため、今年度より生後6カ月から中学生までの自己負担額を一律1,000円として、接種率を70%と見込んで計上をさせていただいたものでございます。

その下の花樹育苗センター管理運営事業費の増、修繕料21万6,000円でございますけれども、これにつきましては、育苗センター事務所雨漏りによる屋根の修繕料でございます。

その下のごみ処分場維持管理事業費、修繕料694万円の増でございますけれども、これにつきましては、処分場で使用しておりますバケットコンパクターに不具合が生じたことによります修繕がまず370万円。それともう一つ、第3期水処理施設の制御盤監視カメラの不具合による修繕が324万円でございます。

続きまして、6款、農林水産業費でございます。

道営土地改良事業費の増489万6,000円につきましては、それぞれ記載の地区において、事業費、あるいは事業量変更に伴います増額でございます。

一番下の林業推進事業費、積立金313万円の増でございますけれども、これにつきましては、森林整備協定に基づき、7月18日に北海道建築設計監理株式会社様より100万円を、また、9月3日に石上車輛株式会社様より213万円、それぞれ御寄附がありましたので、これを未来への森林づくり基金に積み立てを行うものでございます。次に33ページになります。

7款、商工費でございます。

店舗リフォーム促進支援事業補助金16万4,000円の増につきましては、当初15件、1,500万円の計上をしておりましたが、21件、1,669万4,000円の見込みとなったことに伴います増額の補正でございます。

その下、観光費の庁用備品でございます。これにつきましては、ターミナル物産センターの灯油ストーブの更新を図るための増額でございます。

続きまして、10款、教育費、社会教育施設費の客席天井落下防止措置工事195万5,000円の減額でございますが、これは工事費の確定による減額でございます。

続きまして、5項の保健体育費、2目、体育施設費でございます。修繕料20万6,000円につきましては、スポーツセンター暖房設備の燃料供給装置の交換を図るための補正でございます。

その下の屋内多目的運動場建設工事基本設計業務委託料748万5,000円につきましては、債務負担行為補正で1,247万4,000円の設定の説明をさせていただきましたが、総額で1,995万9,000円の委託に係ります平成29年度支出分でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

歳入。

12款、分担金及び負担金、農業費分担金232万2,000円につきましては、土地改良事業の事業費変更に伴います受益者分担金の増でございます。

14款、国庫支出金、社会教育費補助金64万6,000円の減額につきましては、びほ一客席天井落下防止措置工事費確定によります国費の減額分でございます。

それから15款、道支出金の農業費補助金167万3,000円の増につきましては

は、土地改良事業費の事業費変更に伴います道費の増額分でございます。

16款、財産収入の利子及び配当金60万円の増でございますが、女満別空港ビル出資配当金でございます。本町持ち株400株に対する配当金でございます。1株当たり1,500円の配当となっております。

次に15ページになります。

繰入金でございます。屋内多目的運動場整備基金繰入金748万5,000円につきましては、この屋内多目的運動場基本設計に係ります基金繰入金でございます。

それから19款、繰越金でございます。前年度繰越金の増2,268万2,000円につきましては、今補正の財源を繰越金に求めるものでございます。

21款、町債につきましては、第3表で御説明を申し上げます。

以上、御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

6 番 戸澤義典さん。

○6 番（戸澤義典君） 議案書の27ページになります。

政策推進事業費の108万円の増です。

美幌町130年の町外転出者等のPR用として、北海道新聞の全道版の広告ということで、趣旨は理解いたしました。

ということで、2015年の道新のシェア率というのは39%ということで、今2017年ですから、もう少し下がっているのかということで、道新だけですと要するに35%から39%の人にしか周知できないのではないのかということで、ほかに何か考えられているのか。

あるいは、例えば北海道で北海道の広報紙を出していると思います。

あるいは、先日、onちゃんのテレビ局が来ました。

あるいは、ラジオの公開とかもやってお

ります。

いろいろやっていると思うのですが、今回この道新だけでPRするという趣旨、39%の趣旨でわからないという部分もありますので、ほかに何か考えられていることがあれば、また、なぜ道新だけなのかということを含めて説明いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学氏） 美幌町内から町外に転出された方が数多くいらっしゃると思いますし、そういった方々も含めて美幌町の130年を皆さんに感じ取っていただきたいということで、今回、新聞広告の掲載をさせていただくことにさせていただきましたが、なぜ北海道新聞なのかということについては、本来であれば、ほかの新聞を含めて、全てに広告を出せばよろしいかと思いますが、道内におけるシェア率が一番高いということと、金額面を含めて、それから美幌に支局があるということも含めて、今回、北海道新聞での掲載ということにさせていただいたところでございます。

なお、他の広告の媒体を利用した形で、こういった形で美幌の130年をPRしていくかということについては、今のところ予定はしておりませんが、できる媒体があれば、全ての中で活用を図っていきたくと考えております。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 確かに、道新は39%ということで、シェア率が一番高いです。インターネットでいろいろと調べますと、伝書鳩さんのウェブでもいろいろとやっていますし、道のホームページも調べますと、若干載っているということで、いろいろやっではいるのです。

ということで、もう少し美幌町としてもアピール、例えば、オホーツク振興局を通じて、先ほど言った北海道の広報誌に載せ

てもらおうとか、いろいろな方法があると思いますので、もう少し頭をひねって、いろいろな媒体を使ってPRしていただければと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学氏） 今、戸澤議員御指摘のとおり、いろいろな形で研究しながら、できるものについては全てPRを行っていくということで考えていきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 13番古館繁夫さん。

○13番（古館繁夫君） 2点お尋ねをいたします。

1点目は、31ページのコンパクターの話、それから二つ目は、33ページの多目的運動場の基本設計の話の2点を伺いたいと思います。

1点目のコンパクターの修理が370万円と伺いましたが、これはたしか昨年も大きく直したような気がいたします。それは長く使っているからなのか、または環境が大変厳しいという状況の中で使っているコンパクターだからなのか。

それと、どうしてこんなにお金がかかるのか。

それから、これがないような状況でのごみ処分には、何らかの障害やスムーズな処分ができなくなるというようなことはないのか。その辺をお聞かせいただきたいと思っております。

それから、2点目の33ページの基本設計の業務委託料の話をもう少し伺いたいのではありますが、748万5,000円という金額であります。これは、基本設計というのは、わかったような、わからないようなことでありまして、この後に実施設計ということにもなりますが、こんなことで、あんなところに、こんな絵が出てくるのだと、それはいつぐらいまでにこのようなあんなばいだというようなことを、もう少しわ

かりやすく御説明をいただきたいと思えます。以上です。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） まず、31ページのコンパクターにつきまして御説明をさせていただきます。

バケットコンパクターの用途でございますけれども、バケットコンパクターにつきましては、鉄の刃がついた車輪が装備されておりまして、ごみの上を走行することでごみを細かく粉碎し、ごみの中の空気を追い出して、ごみの容量をおよそ4分の1程度まで減少させることができるという機械でございます。これにより、埋立容量を減少させることによりまして、埋立地の延命化が図られているというものでございます。

このコンパクターにつきましては、議員御指摘のとおり、平成26年にリビルトエンジンということで、再生エンジンに積みかえ、修繕を行っている状況がございます。現在までに、このコンパクターは平成10年に導入しておりますが、約3,100万円の修繕費もかかっております。

それで、今後どういう理由かということでございますけれども、購入から19年経過しているということもありまして、非常に老朽化といいますか、エンジンの載せかえはしておりますけれども、いろいろと修繕する箇所が出てくると考えられております。更新につきましても多額の費用がかかるものですから、今までの修繕の経過も含めまして、また納品に1年半から2年かかるというようにも言われておりますので、財源含めまして、その更新時期等についても検討は進めさせていただきたいと考えております。

今回、金額につきましては、修繕箇所が3カ所ございまして、エンジンヘッドのガスケットから冷却水が漏れているのと、排気マフラーの排気漏れと、エンジンミッションのオイル漏れということで、3カ所の修繕をするものでございます。それぞれエ

ンジンヘッドのガスケットの修繕では約90万円ほど、排気マフラーの部分では70万円ほど、ミッションの部分が一番大きいのですが160万円ほどかかりまして、それ以外に運送費、修繕のために運搬する経費がかかりまして、375万4,000円という多額の経費という形になりますが、やはりコンパクターがないと、ごみ埋立処分場の延命化も図れないということですので、今回の修繕をさせていただくものでございますので、どうかよろしくお願いいたします。

修繕につきましては、大体2週間程度修繕期間を要すると聞いております。その間は、処分地に仮置きをして、戻ってき次第、すぐその場にまた埋め立てをして、破碎処理をするという形で考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 古館議員の2点目の多目的運動場の基本設計の関係について、御説明をさせていただきたいと思えます。

この基本設計につきましては、屋内多目的運動場基本構想案につきまして、7月26日から8月24日までの期間でパブコメを実施したところでございますが、これに基づきまして、基本設計を委託することでございます。

内容といたしましては、平成29年度中に建設予定地の現況測量業務、それから地質調査業務を予定しているところでございます。

10月に発注できましたら、およそ期間にしては大体10カ月程度の設計業務の期間を予定しておりまして、基本設計完成後、実施設計の発注ということで考えているところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番古館繁夫さん。

○13番（古館繁夫君） 今、部長の話で

年度内発注とおっしゃっていました。

地質調査と現状の測量というようなお話でしたが、これからさらにまた実施設計という運びになると思うのですが、これから10カ月かかって、来年の夏以降に実施設計という運びになると、それは重ならないような状態での実施設計の発注ということになるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 基本設計の期間につきましては、今回、補正予算をお認めいただきましたら、10月に発注をしたいと考えておまして、期間については10カ月ということで、来年、平成30年7月に基本設計の完成を予定しているところでございます。

完成後、実施設計につきましては、また補正予算を計上させていただきます。委託をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 27ページの2款、1項、6目の27万1,000円です。

混乗バスのフロントガラスが割れて、その修繕費という御説明でした。それで、さらに内容をお聞かせ願いたいのですが、混乗バスで人様を乗せて運行していると思うのですが、このバス自体は美幌町の車両なのか、委託先のバスなのか、まず1点。もし、委託先のバスだとするならば、この運行に対してどういう契約行為、例えばフロントガラスが割れたときには、向こうがこれを含めた保険の適用なのか。美幌町が持っているバスであれば、もともと美幌町のバスですから、美幌町の保険ということは十分わかるのですが、そこら辺について。

そしてまた、美幌町の所有物にしたとしても、委託先のバスだとしても、今回の保険は単純に言えば物損となるのか。物損の取り扱い、軽く言ったら今保険屋とお話し

しているから、適用になれば幾らかわからないけれども戻ってくるという話は言葉としてはわかるのですが、例えば美幌町の車両だとしたら、どういう保険に入っているのか。そして、委託先の保険だとすれば、今回美幌町が出すこと自体、頭が混乱するのですけれども、仮払いみたいな形なのか。

そこら辺のいきさつがのめないものですから、今言った内容をもう少しかみ砕いてお伝え願えないでしょうか。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（田中三智雄君） まず1点目の所有の関係なのですが、所有につきましては、町所有のバスということになっております。

保険につきましては、運行委託料ということで支払いをしているのですが、委託料の中に保険料ということで含まれた形の委託料の算出ということになっております。通常の任意保険、プラス車両保険という形で入っております。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） ちょっと復唱させていただきます。車両自体は、美幌町役場のものだと。二つ目、委託先には、保険料込みで、聞き違いであればまた御指摘いただきたいのですが、今聞き及んだのは、保険料込みで委託契約していますという話であったかと思えます。そうすると、今回、どういう意味で27万1,000円が上がってくるのかわからないのです。

保険料込みであれば、保険屋さん委託先の話であると思うものですから、そこら辺、なおさら疑問が生じます。例えば、修繕するにしても、いっときお貸しする趣旨のお金だったらまだわかるのですが、物損事故が起きて丸々美幌町が支払うというのであれば、委託先との契約内容をしっかり見させていただかないと、保険料込みだったら、なぜ今回美幌町が27万1,000円を出してくるのかわからないのです。



そこら辺をもう一度お聞きします。

私の勝手な思いもありまして、いやそこら辺は吉住さん違うと、こういう決まりだとか、委託に関してはこうで、保険の絡みはこうだというものがあれば、もう少しわかりやすく教えてください。

端的に言えば、保険込みの委託先の業務だとすれば、私はこの計上はおかしいと思うので、まず私の趣旨としては言わざるを得ません。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（田中三智雄君） 保険についてなのですけれども、先ほども言いましたとおり、保険料につきましては委託料の中に含まれておりまして、保険については、運行会社のほうで保険に入っているという形になります。

修繕につきましては、通常の定期点検、軽微な修繕については、運行業者のほうで委託料の中で払うことになっておりますけれども、大きなものについては、町のほうで負担するという内容になっております。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 先ほどの総務部長の説明の中で、保険が出ればという話も出ましたよね。違いますか。

それで何を言いたいかというと、提案の仕方として、27万1,000円という確定はどこにあるのですか。だから、これは概算払いで立替払いをしたいからというならまだわかるのです。

それから、金額ですけれども、どの金額を基準にして、大きい金額を美幌町が持つとか、例えば峠の湯であれば、100万円を超えるものは美幌町が負担しようというのは、今までの経験上そういうふうに耳にしているから、100万円を超えたら美幌町が努力して支出するのだという認識があります。しからば、こういうものに関して、今回27万1,000円というのはどういう基準なのか。あわせて教えていただ

けませんか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 今回、27万1,000円の修繕料の予算計上をさせていただいておりますけれども、これにつきましては、まず保険の適用について、その入っている保険の適用になるかどうかはわからないと。ただし、修繕は運行に支障を来すことがないように早急に図らなければいけないということで、今回、修繕の見積もりで27万1,000円の見積もりが上がってきたということで、その保険の可否がわからない中での修繕ということになりますので、町のほうの予算として、見積額の27万1,000円を計上させていただいたということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 16ページの債務負担行為の子ども発達支援センターのところの借上料、これはAEDだどという説明がありましたけれども、これは1台なのでしょうか。

それと、27ページの政策推進事業費の道新に対する広告ということなのですが、この広告はどのぐらいの大きさで、内容的にどういうことを考えているのか、あらあらでもいいのでお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） まず、今の債務負担のAEDの台数でございますが、1台でございます。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） AEDは庁舎とか、あと町の中にもかなり普及してまいりました。そして、今度38万9,000円というのは、例えば借り上げていくのがいいのか、それとも買い取ってしまうて管理していくのがいいのか、こういうやり方のメリ

ットについてお知らせいただきたいと思  
います。

それと、庁舎内のほかのところのAED  
も全部こういうリース形式なのか、それ  
とも買い取ってしまって管理しているの  
か、その辺のところをお知らせくださ  
い。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） まずAED  
でございますけれども、メリットといた  
しまして、バッテリーだとかいろいろな  
パッドなどの消耗品につきましては、リ  
ースをするとリース会社のほうで見て  
いただけるということで、そのまま町で  
所有するよりも、メンテナンス関係の  
ほうがすぐれているということで、最  
近入れている部分につきましては、全  
て借上で導入しているというように  
認識しておりますので、よろしくお願  
いいたします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子  
さん。

○8番（岡本美代子君） こういうやり  
方のほうがメリットがあると考えてい  
るのかもしれませんが、AEDが出ても  
うかなりの年数になります。コンパクト  
で使いやすい、パッドの取りかえとか  
も、もう一度やはり検証してみて、例  
えば手持ちのものでも半年に1回とか  
、自分たちでできることがあれば、き  
っと今ならもっと安くなっているの  
ではないかと考えましたので質問しま  
した。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 108万円  
の広告料でございますけれども、新聞  
の全道版の大きさについては、広告の  
基準によって5段とか6段とかある  
のですが、今資料を持ってきておりま  
せんが、たしかその中の6段という  
ことで、少し小さいですが、新聞1  
面の下の部分になります。

10月12日が130年の記念式典で  
ございますので、10月12日に掲載  
する予定で今調整をしているところで  
ございます。

内容につきましては、現在、広告会社と

調整している最中ございまして、原  
案自体については、今月末に決定を  
する予定で調整をさせていただいて  
いるところでございます。

なお、大きさにつきましては、縦10.1  
センチメートル、横38.2センチメ  
ートルの広告となります。大体3分  
の1か4分の1ぐらいかというよう  
に思われます。

あと、これを今10月12日に予定を  
しております、その前日の10月11  
日に、道新のテレビ面の雑誌の  
ところに、6.6センチメートルの  
5.25センチメートルと少し小  
さいのですが、載せる予定でござ  
います。また、両方ともカラーの  
掲載ということで予定をしてお  
ります。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子  
さん。

○8番（岡本美代子君） 100万円  
という4分の1ぐらいかイメージし  
たものですから、やはり美幌から  
出て行った方は、そういう美幌の  
広告を見たりしてすごく懐かし  
いというように感じられると思  
うのです。

それで、私はやはり100万円も  
使うのだったら、とっておける  
ような広告と云うのでしょうか、  
季節ごとに美幌の和牛まつりとか  
ふるさと祭りとか、来年は美幌  
に訪れたいわとなるようなもの  
をイメージしていたのですけれど  
も、そのぐらいの大きさであれば  
そうはなかなかありませんか。

ただ、懐かしいと思ってもら  
えて来年でも訪れたいという  
ようなものにしていただきたい  
と思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 今回の  
広告につきましては、美幌町130  
年ということで、130年の歴史  
も含めて、多くの美幌町から  
出ていった方、あるいは美幌  
町に御協力をいただいた方に、  
美幌町も130年を迎えること  
ができましたということの意  
味を込めた広告を出したいと  
考えております。

バックの写真として、どういったものを使うかは、今後、広告会社との検討となりますが、広告の趣旨としては先ほど申しましたが、130年を無事美幌町も迎えることができましたということで、お世話になった皆様、あるいは町外に転出をされた方々等々を含めて、感謝の気持ちも込めて広告を出したいということでございますので、岡本議員がおっしゃるような趣旨に基づいた広告となるかどうかはわかりませんが、どうか趣旨だけは御理解をいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） そのほか質問はありませんか。

5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） お尋ねいたします。33ページの委託料に関してであります。

先ほど、総務部長から748万5,000円の内訳を御説明いただきましたけれども、一つ考え方の確認をさせていただきたいと思っております。

16ページの債務負担行為補正の中の、同じく業務委託料1,247万4,000円があります。1,247万4,000円という補正の数字と、この748万5,000円の考え方をお尋ねいたしますが、これが29年度分であって、30年の7月末までに完成させると先ほど説明があったと思うのですが、この1,247万4,000円と748万5,000円、引いた分が来年度の基本設計料という考え方でよろしいのでしょうか。それとも、この1,247万4,000円足す748万5,000円の約2,000万円が基本設計の委託料になるのですか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 先ほど第2表の債務負担行為補正で、限度額として1,247万4,000円を設定させていただくということで、これは30年度の支払い限度額として設定させていただくということでございます。

29年度の支出額として、先ほど補正予

算の中で、10款、教育費のほうで説明を申しあげました748万5,000円が29年度の支出分ということになりますので、今回の基本設計業務委託料に係ります総額としては、1,995万9,000円ということになり、そのうち29年度が748万5,000円で、平成30年度が1,247万4,000円という支払いの内訳になるということで、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） 先ほど古舘議員もお尋ねしていましたが、基本設計はお金がかかるものなのですね。それで、現況測量と地質調査ということでしたが、箱そのものについても、おおむね入っているということで考えてよろしいのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 基本設計の内容について詳しくお話させていただければ、総額は、先ほど総務部長が言った1,995万9,000円の総予算でございます。

期間的には、10月に発注をさせていただければ10カ月ということで、30年7月に完了予定ということになります。

それで、今度は具体的な中身でありますけれども、まずは現況調査をして、地質調査をして、要は構造、規模、それから建物の基本的なものの設計をしていただきます。ですから、基本設計と実施設計の差は何かと言うと、実施設計というのは細部設計ということで、具体的に構造を決めたら、その構造に対してどういう部材を使うというような、発注するための設計が実施設計です。

例えば、RCにするのか、そういう構造体を決めるのが基本設計です。

今回、皆様にお話をしています総額の部分については、6億円以内で何とかまとめたいという話ですので、そのことでどうい

う構造がいいのか、要はコスト的にきちんとできるのか。

それから、こちらから構想でお願いしているものを、具体化的にどういう部材を使ってやると、そういう形ができるかという細かいものが、全部示せると思います。

当然、今回の基本設計というのは、施策事項でございますので、基本設計が終わった段階で、町民の方に広く見ていただくということでは、パブリックコメントもきちんと実施するような内容にはなっております。よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） おおむね理解いたしました。

実施設計が出るのは、基本設計が来年の7月に完成した後ということで、実施設計の金額は、今は概算でも全く白紙ということで考えてよろしいですか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 細かい金額としてのものは全く出ていません。そして、基本構想では本当に大ざっぱな、標準的にこういうものをつくるとこれぐらいということで、面積に単純に掛けてこれぐらいですというのが、皆さんに御説明した6億円という話です。

それが本当に6億円でできるかどうか、はまるかどうかも含めて、きちんと設計をしてもらって、先ほど言った具体的な設計をしていただいて、それも詳細設計まではいきませんけれども、こういうつくり方をするとこういうふうに金額が確定できます。うちは、もう上限のお話をして出す形になると思うので、そこで見えてきます。そして、具体的に発注するのは、実施設計のときの細部設計で部材を拾ってもらって、そこで金額が最終的に決まるというか、入札の予定価格のための設計ができるということで、それは実施設計になります。よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） ただいまの質問と同じく、33ページの業務委託料のことに関してなのですが、委託するに当たりまして、今聞いておかなくてはならないことが2点ございますので、お知らせいただきたいと思っております。

この施設というのは、冬期間における野外スポーツの競技の活動の場を確保するというのが本来の目的ではないかと思っております。そうした中で、今回総額で6億5,000万円程度かかるということなのですが、夏場の使用はどう考えているのかということです。

夏場の使用の関係では、設計も相当変わってくるのではないかと思います。冬場の考え方についてはある程度示されているのですが、夏場の考え方がほとんど示されていないので、この際お聞かせいただきたいと思っております。

それからもう一つ、パブリックコメントにもございましたが、入り込み数の把握なのです。どれだけ利用者がいるのか。

この辺につきまして、ある程度把握しなければ、例えばトイレの面積だとか、休憩室の面積というのはつかみ切れないのではないかと思います。それをつかんだ状態の中で、例えばこれでは合築できないとか、そういう話になるかと思うのですけれども、それをつかまないうちに共用はできないのだという話には、私はならないのではないかと思います。

その2点についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） スポーツ振興主幹。

○スポーツ振興主幹（浅野謙司君） ただいまの橋本議員の御質問でございますが、主に冬期間の利用ということで考えておりますが、夏場も現在スポーツセンターを利

用している状況を見ますと、芝の使えない時期、特に4月、5月がサッカー、ラグビーも外で活動できないということで、室内で練習をしておりますが、活動できるのが週に1回ですとか、そういった状況が続いております。そういった意味でも、芝の更新作業の時期については、おおむね利用が見込まれると思っております。

そのほか、当然屋外で活動しているときには、突然の雨ですとか、そういった天候の変化によって利用ということが見込まれるかと思っております。

そのほか、芝生ということでございますので、幼稚園の運動会ですとか、そういった部分では土日の活動についても利用していただけることを見込んでいるところであります。

利用の見込みの人数でございますけれども、現在のスポーツセンターの利用状況を含めまして、今後、基本設計の中では、各関係団体とも協議をしまして、利用の調整も含めて、今後利用ニーズを見込みながら基本設計のほうで検討してまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 何か答えになっていないのではないかと思います。夏場の利用の仕方ということで今お聞きしたわけで、夏場に利用するということになると、換気の面だとか、そういうものが相当変わってくるかと思うのです。

冬場だけの利用の仕方と夏場の利用の仕方をあわせ持つ施設にするということになると、相当、その辺のことがきちんと示されていないければ、委託業者もやりがたいと、設計のしようがないのではないかと思います。

それから、入り込み人数、利用人数なのですが、この施設はスポーツセンターと違いまして、夏場の人数と冬場の人数という

のは、これはまるっきり違うのです。そうした中で、私はこれはある程度把握しておく必要があるのではないかと思いますし、原点に把握しておかなければ発注できないだろうし、それこそ、隣接案だとか、それから併設案、そのようなものにもこれはつながっていくのではないかと思います。併設できるなら併設するのが一番いいのです。トイレが広いとか狭いというのは、人数があって初めて出てくるので、供用できないという話も聞こえてきましたので、全くわからないで発注するというのは、ちょっと考えられないです。その点もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） ただいまの御質問ですけれども、先ほど基本設計の金額面の算出の部分で少しお話をさせていただきました。

今、御質問の部分の基本構想の中で、大きなアウトラインを一つまとめました。それを具体的に設計するためには、今本当に橋本議員がおっしゃったことを、この基本設計の中で詰めなければならない項目なのです。

ですから、こっちがデータを全部提供して、それを設計としてあらわしてもらうのであれば、ある意味では基本設計のほとんどがもうできているような雰囲気というか、自前でやっていることと同じだということに理解いただければいいと思うのです。

ですから、この大きさについて、こちらからイメージは出しましたけれども、それがどれだけの利用、具体的にはその委託した業者をも含めて、私どもと利用者の再度の利用チェック、それから、今こういう使われ方とする場合には、本当にトイレが必要かどうかといった場合に、どの大きさが必要かといった場合に、近くにあるということで、こういう場合の使い方はできないかとか、そういういろいろな部分を基本設計の中できちんと全部協議した中で、最終的

には、基本としてこの建物にはこれだけのトイレ数が必要とか、そういうものをきちんと示す資料も含めて、基本設計としてでき上がるというように私どもでは理解しております。

ですから、部屋等、休憩室も含めて、見てきたところでのこういうイメージという形ではお話ししています。それを具体的に、どういう使われ方がするからこういう大きさが必要とか、どういうつくりになるかとか、そういうこともきちんと全部説明される資料として出て、今回こういうような基本的な設計として総額で幾らの中でこういう部材でつくるとできてきますということが、全部示されるものが基本設計というように理解していますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） そういうような話が返ってくるのではないかなとは思っていたのですが、これでは丸投げに近いと、やるからうまくおまえらつくってこいという話ですよ。これはある程度、町としての考え方をもう少し絞った中で委託するべきではないかと私は思っているのです。これでは本当に丸投げということです。こういう発注の仕方というのはおかしいのではないかと、もう少し具体的に発注すべきではないかと、そのようなことを思っております。

まだまだ意見を述べる機会があるということでございますので、今回はこれで終わらせていただきます。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今御意見の中で丸投げというお話がありましたけれども、決して丸投げというような考えは持っておりません。

いずれにしても、基本設計をする中においては、私どもがどういうものを望んでいるかというのはきちんと受けた業者と向か

い合わなくてはいけないですし、関係者との意見調整、それも必ず今までもほかでそういう設計している場合にはかかわって、きちんと中に入っていますし、それをペーパーとしてまとめるということは、実施設計の中ではやっていただいたりしていますので、言うならば、まとめて全部という気持ちは全くございません。そこだけはしっかりと町民が望むもの、それからスポーツ関係者の望むものを協議した中で、まとめて上げたいというように思っております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 27ページの庁舎改築等事業費の非常勤職員報酬の関係と、それから31ページの個別予防接種委託料について2点お尋ねしたいと思います。

まず庁舎の関係は、町民会議に行政改革委員会のメンバーを10名だと思っておりますけれども、4回分の会議を見込んでということなのですが、いわゆる基本構想というのは、3月までに多分まとめる作業だと思っております。

4回で済むという行政側の考え方だと思いますが、回数的に、私は初日で一般質問しましたように、基本構想ですから、その次の段階の基本計画とか、その辺、私の言うようないろいろな手法を取り入れても検討していただきたいところですが、当面は3月までの4回で十分まとめられるという理解でよろしいのでしょうか。その辺、まずこの回数で十分なのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 今回、4回の報酬費について計上をさせていただいたところでございますけれども、大まかに4回の中の会議の構成といたしましては、まず10月をめどに耐震結果、あるいはその基本方針内容等について委員の皆様へ説明をした中で、新庁舎に求める機能等について

協議を図っていきたいと思っております。

次に、翌月の11月につきましては、そういう協議経過を踏まえた中での基本構想素案の作成に向けた委員の皆様の見解をお伺いしたいと考えております。それらを受けた後に、年内には基本構想素案を委員の皆様と協議をした中で、これは12月と翌年の2回の中で、素案の作成をしていきたいと考えているところでございます。

ただ、協議の過程によっては、4回で不足するという事もあるかと思われかもしれませんが、それは状況を見ながら補正等も含めて、いずれにしましてもこの委員の中できちんとした協議ができるような形の報酬費の補正も含めて、今後とも検討していきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） おおむねわかりました。そうすると、議論の経過によって足りなければふやしていくという対応ですから、議会にはめどとしてはいつごろ——私は先ほど3月ですかというお話をしましたけれども、12月と翌年ぐらいということになると、2月、3月ではなくて、2月ぐらいには町のほうとして、状況によっては基本構想の案を議会にこういうような考え方でまとめましたというような報告になるのか、その辺の時期的なめどを今の時点での予定でいいですからお示してください。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 予定としては、先ほど12月と年明けの2回ということで、委員会のほうとしては2月に素案の作成を終了させたいと考えております。

2月中には、議会のほうに御説明をさせていただいた中で、3月にパブコメを実施したいということで現在考えております。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） それでは31ページの個別予防接種の関係、これは町のほう

で、中学生まで拡大して費用負担を軽減しながらやるということで、いわゆる接種率というか、利用率が70%ぐらいを想定しているということだったのですけれども、こういう形で個人負担を軽減した場合、従前の接種率と比べて、この70%というのが、もちろん伸びるということで70%を押さえているのだと思いますが、どの程度と期待をして70%にしているのか、その辺の過去の接種率との絡みでの御説明をいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 今回の補正予算につきましては、対象児童生徒につきましては70%ということで予算計上をさせていただいておりますが、今手元に平成28年度の過去の接種率がありますのでお答えさせていただきます。

乳幼児、6カ月から6歳までのお子さんに関しましては、実績では45.9%、7歳から15歳の分につきましては37.5%ということで、任意接種ではありますけれども、トータルでは40%の昨年の実績でございました。

今回につきましては、ほかの市町村で助成を実施しているところの実績等を見まして70%いっているところは、高いところでは79%というところもあります。大体50%から70%の間というような形で捉えておりますので、美幌町につきましては、とりあえず70%で積算させていただいておりますので、御理解願いたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 任意接種で、特に7歳から15歳までの接種率が低いという状況がわかりました。

できるだけ、せっかくの助成ですから、広く対象者にいろいろな機会を捉えていただいてPRをしていただき、本当は70%ではなくて、もっと多くの人に受けもらっ

て、追加で予算を補正するぐらい接種率が高まるのが町の意図としてはよろしいかと思うのですが、いろいろな状況を参考にしながら70%ということですので、PRについて積極的にぜひやっていただくことを期待して終わります。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） この予算につきましては、お認めいただきましたら早速、ホームページや広報もありますけれども、まず小中学校だとか幼稚園、保育園に対してもチラシ等により周知をさせていただきます。

なるべく多くの方が予防接種を受けることによって、本来の目的でありますインフルエンザの発症、重症化の予防を図れるように周知してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第45号平成29年度美幌町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は11時45分といたします。

午前11時31分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（大原 昇君） 日程第11 議案第46号平成29年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の37ページをお開き願います。

議案第46号平成29年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、過年度国庫負担金等の確定に伴う返還金の補正でございます。

平成29年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,255万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億8,905万3,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、46、47ページをお開き願います。

説明については省略させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第46号平成29年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決

◎日程第11 議案第46号



されました。

---

◎日程第12 議案第47号

○議長（大原 昇君） 日程第12 議案第47号平成29年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の49ページをお開き願います。

議案第47号平成29年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、過年度国庫負担金等の確定に伴う返還金の補正でございます。

平成29年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ840万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,859万円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、58、59ページをお開き願います。

説明については省略させていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第47号平成29年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成

の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13 議案第48号

○議長（大原 昇君） 日程第13 議案第48号平成29年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 議案の61ページをお開き願います。

議案第48号平成29年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、平成28年度に実施しました終末処理場の機械及び電気設備の更新工事の際に発生いたしました鉄のスクラップ材の売却を年度末の3月に行いましたので、その収入に見合う補助金の返還を行うための予算計上を行うものでございます。

平成29年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,929万5,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げますので、70ページ、71ページをお開き願います。

3、歳出であります。

一目、一般管理費、公共下水道事務費の償還金利子及び割引料16万6,000円の増であります。先ほど御説明させていただきましたとおり、鉄のスクラップ材の売

却収入に伴う補助金の返還として16万6,000円の補正でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げますので、68ページ、69ページにお戻り願いたいと思います。

## 2、歳入。

このページの歳入は、歳出の事業費の増額に対する財源を前年度の繰越金に求めるものでございます。

以上、御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第48号平成29年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第14 議案第49号

○議長（大原 昇君） 日程第14 議案第49号平成29年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案73ページをお開き願います。

議案第49号平成29年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収支では外科医師の採用に伴う給与費及び医師住宅などの経費の増額と、関連する一般会

計からの繰入金の補正を、資本的収支では電子カルテ端末の増設費用のほか、診療報酬のデータ管理システムなど、新診療用医療備品の購入費と企業債の補正を行おうとするものでございます。

第1条、平成29年度美幌町の病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条の業務の予定量の補正は、主要な建設改良事業、診療用医療備品購入費用につきまして463万4,000円増の1億750万5,000円にしようとするものであります。

第3条の収益的収入及び支出の補正につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

次に、74、75ページをお開き願います。

第4条、資本的収入及び支出の補正につきましては、資本的収支の不足額を9,231万1,000円に改め、過年度分損益勘定留保資金で補う補正を行うものでございます。

内容につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

第5条の企業債の補正につきましては、今回の診療用医療備品購入の財源を企業債に求めようとするもので、起債限度額を460万円増額し、1億740万円にしようとするものでございます。

第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、職員給与費として2,001万3,000円を増額し、総額を8億9,453万9,000円にしようとするものでございます。

第7条の他会計からの補助金の補正につきましては、一般会計からの繰入基準に基づく補助金として、医師等研究研修費補助金9万7,000円を、基礎年金拠出金経費補助金30万1,000円を増額補正しようとするものでございます。

次に、76、77ページをお開き願いま

す。

医業外収益の補正でございます。

一般会計補助金は、医師の給与費及び研究研修費の増額に伴いまして、繰入基準に基づき、医師等研究研修に要する経費として9万7,000円を、基礎年金拠出金負担金として30万1,000円を増額するものでございます。

次に、78、79ページをお開き願います。

収益的支出の補正でございます。

補正の内容につきましては、いずれも8月3日付けで採用の外科医師に係るもので、給料から法定福利費までは8カ月分の人件費として、総額で2,212万5,000円を、旅費交通費につきましては、赴任旅費として23万1,000円を、賃借料につきましては、医師住宅の借り上げ料として68万円を、旅費につきましては、研修旅費として19万5,000円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、80、81ページをお開き願います。

資本的収入の補正でございます。

企業債の補正は、診療用医療備品の購入の財源を企業債に求めるもので、460万円を増額するものでございます。

次に、82、83ページをお開き願います。

資本的支出の補正でございます。

有形固定資産購入費、診療用医療備品等463万4,000円を増額補正でございますが、外科医師の採用に伴いまして、電子カルテ端末1台の増設費用として54万円を、診療録管理体制加算に必要な診療情報の管理システム購入費として90万8,000円を、今後、将来的に診療報酬の包括支払い方式に対応することができるよう、厚生労働省への事前の届け出をするために必要なDPCデータの作成管理システムの購入費用として318万6,000円を増額しようとするものでございます。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第49号平成29年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は13時15分といたします。

午前11時58分 休憩

---

午後 1時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### ◎追加日程第1 行政報告

○議長（大原 昇君） 追加日程第1 行政報告について。

町長から行政報告があります。

町長。

○町長（土谷耕治君） 〔登壇〕 追加する行政報告といたしましては、合同納骨塚の寄贈についてであります。

去る5月10日、町内在住の平井ミサヲ様から、お骨の取り扱いに困られている方のために、合同納骨塚を設置して町へ寄贈したいとの申し出があり、6月定例会におきまして行政報告をしたところでございます。その後、設置場所や施設の規模などの協議が整ったことから、寄贈者が希望される市街共同墓地におきまして建設が進められ、今月26日に埋蔵予定数800体の地

下納骨室を備えた合同納骨塚432万円相当が完成し、翌27日には町へ引き渡しをいただける運びとなりました。御厚志をありがたくお受けし、御趣旨に沿って早期の運用開始といたしたく、本定例会に係る議案を追加提案させていただきたいと存じます。

次に、本定例会に追加して御提案いたします議案について御説明を申し上げます。

議案第50号美幌町墓園等条例の一部を改正する条例制定については、美幌町合同納骨塚の設置及び管理に関して、必要な事項を定めようとするものであります。

議案第51号平成29年度美幌町一般会計補正予算（第5号）については、美幌町役場新庁舎等建設調査特別委員会による視察経費などを追加しようとするものであります。

なお、細部につきましては、それぞれ担当部長より御説明を申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。追加する行政報告と提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大原 昇君） ただいまの行政報告について質疑を許します。

質疑は一人3回までといたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで行政報告を終わります。

---

### ◎追加日程第2 議案第50号

○議長（大原 昇君） 追加日程第2 議案第50号美幌町墓園等条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 追加議案の1ページをお開き願います。

議案第50号美幌町墓園等条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町墓園等条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、追加の参考資料1ページをお開き願います。

資料7、議案第50号関係。

改正の目的であります。市街共同墓地への合同納骨塚の御寄贈に伴い、合同納骨塚の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるため、改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、第1条は、墓地、霊園及び合同納骨塚を墓園等に定義する改正でございます。

第3条は、合同納骨塚及び生前予約の定義を追加するものでございます。

第5条は、合同納骨塚の使用者の資格を追加するもので、第1号で、美幌町に住所を有する者であって、親族の焼骨の埋蔵を希望するもの、第2号で、死亡時において美幌町に住所を有していた親族の焼骨の埋蔵を希望する者、第3号で、美幌町内の墓地、墓園及び納骨施設を返還して焼骨の埋蔵を希望する者、第4号で、美幌町に住所を有する生前予約を希望する者であって規則で定めるもの、第5号で、町長が特別な事情と認めた者とするものです。

第4号の規則で定めるものにつきましては、満65歳以上の者とする年齢制限でございます。

また、第5号の町長が特別な事情と認めた者とは、第1号から第3号に該当しない場合でも、長期間町民であった者、亡くなった時点で町外者であった場合等に特別な事情として認める規定としております。

具体的には、介護施設等の入所によって町外に居住することとなった者で、本町から介護給付費等の居住地特例を受けていた場合や、故人に近親者がいない場合の葬儀、もしくは火葬を行った者などの申請を想定しております。

第11条は、生前予約を除く合同納骨塚の使用許可を受けた者が許可日から3年を

経過しても焼骨の埋蔵を行わなかった場合の権利の取り消し規定を追加するものがあります。

第11条の2は、合同納骨塚の生前予約における使用許可の効力を許可日から20年とする規定を追加するものでございます。

第16条は、合同納骨塚の管理について、町長が行う規定を追加するものでございます。

別表第1は、合同納骨塚の名称を美幌町合同納骨塚とし、位置を北海道網走郡美幌町字元町26番地と規定するものであります。

別表第2は、美幌町合同納骨塚の使用料を規定するもので、焼骨1体の使用料、施設の建設費及び耐用年数50年の維持管理経費等をもとに焼骨の埋蔵予定数800体で算定し、1体6,000円とするものです。

生前予約1件の使用料につきましては、焼骨1体の使用料6,000円に、埋蔵までの期間における申請者及び主催者の管理に関する事務管理経費9,000円を使用者に御負担いただくものとし、1件1万5,000円とするものでございます。

その他、合同納骨塚の使用料の納付、減免、不還付に関する取り扱いの整理及び既設の墓園等と区分するための文言の整理を行うものでございます。

なお、別表第1における市街共同墓地の位置について、元町27番地が元町26番地に合筆されていることを確認いたしましたので、位置の改正を行うものでございます。

新旧対照表につきましては、2ページから6ページを御参照願います。

施行日は、平成29年10月1日であります。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 3点質問をしたいと思えます。

1点目は、条例第5条の2の（4）と（5）にかかわって、使用者の資格にかかわることです。

条例では、（4）で生前予約を希望する者であって、規則で定めるものとなっております。規則を見ますと、年齢要件が書いてあります。満65歳以上の者とする。ただし、町長が特別な事情と認める場合はこの限りではないということで、施行規則でも条例でも町長が特別な事情と認めた者ということで、さらに要綱を見ますと、使用者の資格の項目がございまして、先ほど説明がありました。

このまま見ますと、例えば65歳以下で、あなたはがんで、あと3カ月の命ですとか、1年の命だと宣告された人が、生前予約をしようとしたら、要綱上では拾えないですよ。多分、規則でいう満65歳以上の者とするの後段の、町長が特別な事情と認める場合はこの限りでないというのは、年齢に関して言っているのかということで、それを受けて細かく規定はされていないけれども、多分それらも該当になると思うのですが、条例でも規則でも要綱でも、細かく規定すればするほど、最終的に要綱に入っていなければ拾いようがないというように解釈されていかないかということで、念のため満65歳以前であっても該当するという解釈を、どこでするかという部分を確認させてください。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） ただいまの条例で認める規則という部分で御説明を1回いたしました。規則で満65歳という部分でございすけれども、規則におきましては今の案では基本的に満65歳以上の者とするということで規定させていただいておりますが、ただし町長が特別な事情と認める場合はこの限りではないというただし

書きを添えております。

この部分で、今想定されている部分につきましては、大江議員がおっしゃるとおり、病気等の場合であって65歳未満でも認めるということを想定しております。この場合につきましては、今後もその都度さまざまな事例が出てくるとは思いますけれども、申請に当たりまして、その辺の事情をお聞きして、その都度その事例を確認し、町長が認めるという形で決裁をとりまして、承認していきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 同じ文言が条例でも規則でも要綱でも出てくるのです。町長が特別な事情と認めた者ということで、多分、条例でいっている町長が特別な事情と認めた者というのは、この（5）は要綱で受けて、規則でいう年齢要件の町長が特別な事情と認める場合というのは、細部はどこにもうたわれていないということになるのだと思うのですけれども、弾力的にしようとするれば、いちいち決められないけれども、別なところは要綱で定めて、年齢要件などについては定めがないということになっている条例規則、要綱の体系なのだ。余り細かく決める必要はないと思うので、その辺、年齢要件なども含めて、弾力的に運用するか受け付けるということについては、公の場所での確認をしっかりしたいと思って質問したので、そのような取り扱いをぜひ実際運用に当たっては、よく御説明をいただければと思います。

それが確認できれば、次の項目に移りたいと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） ただいまの御質問でございますけれども、想定される部分以外にもいろいろとこれから出てくるのが想定されますので、今、規則を制定いたしますけれども、弾力的な対応ができるような形で、なるべく申請者の意思を尊重

できるような形にはしたいと考えております。

件数等が多ければ、また規則の中で明記いたしますが、とりあえずどのような申請というか、いろいろな事情があるか想定できない部分もありますので、とりあえず弾力的に運用できる規則で始めたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 2項目めをお聞きしたいと思います。

使用申請にかかわってであります。

合同納骨塚の使用の申請については、条例上は明記されていなく、規則事項となっています。

それで、別表第1に定める範囲内で、例えば埋蔵者に配偶者がいる場合で子供もいるという場合は、配偶者と子供全員というようになっています。

また、埋蔵予定者だと思いますが、配偶者がいない場合は、例えば子供がいないという場合は、父母、兄弟姉妹全員ということになっています。

このとおりだとすると、全員の同意が得られないと申請できないということになるので、多分ここも弾力的にされるのだろうというように思いまして、お聞きしたいと思います。

実は、民法897条では、お骨にかかわっては、祭祀の主宰者の申請があれば受け付けるというように解釈されていまして、同意の範囲は取ろうとしたら無限に広がってどうしようもないということで、専門の方々は祭祀の主宰者が申請すれば受け付けますという状態になっています。まして、例えば生前予約であれば、埋葬予定者と祭祀の主宰者とが連名で申請すれば、私は要件的にはほぼ100%だということに思っているのです。ただ、行政上は念のため、同意をいただければ後々スムーズだという

ことで、同意書をというのそういう位置づけなのだというように思います。

それで、確かにそれは理想ですが、例えば、関係者の中に認知症の方がいらっしゃって、判こを押せと言われても押せないとか、それから付き合いが全くないという方も中にはいらっしゃいます。同意を求めようがないと、あるいは何らかの原因でいさかいが起こっていて、とてもそのような状況にはないというようなことも含めて言った場合に、これはあくまでも、同意は念のためであって、いろいろ事情があれば、これも町長が認めますという余地を十分持ったものだというような解釈で行うべきではないかと思うのですが、そのような解釈に間違いはないかどうかを確認したいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） ただいまの同意の範囲の御質問でございますけれども、合同納骨塚の使用許可申請の手続につきましては、一応、美幌町墓園等条例の施行規則の中で、合同納骨塚使用許可申請書と合同納骨塚の埋蔵同意書兼承諾書を添えて申請するという形に規定させていただくこととなります。

それで、合同納骨塚の埋蔵同意書兼承諾書につきましては、申請者もしくは主宰者のほか、先ほど大江議員がおっしゃったとおり、別表をつくっておりますけれども、同意書を要するものとしております。

このことは、合同納骨塚に埋蔵すると焼骨が混在し返還することができないということがありますので、合同納骨塚の埋蔵同意書兼承諾書を提出していただくということにしております。

同意の範囲につきましては、他自治体の事例も参考に、相続の順位に準じて、先ほどお話しありましたように、埋蔵者に配偶者がいる場合で子供がいない場合は配偶者の同意、埋蔵者に配偶者と子供がいる場合は配偶者と子供全員の同意、埋蔵者に配偶

者がいない場合で子供がいる場合は子供全員の同意、埋蔵者に配偶者も子供もいない場合は埋蔵者の父母及び兄弟というような全員の同意としておりますが、この同意につきましては、先ほど民法のお話もありましたけれども、民法897条におきましては、祭祀に関する権利の継承ということで、新生児につきましては主宰者となり得る人なのですけれども、実際埋蔵される時にはどなたが主宰者になるかは、やはり今の時点では確認できないということもありません。先ほどお話ししましたとおり、焼骨の返還ができないことと、将来どなたが主宰者になるかわかりませんので、全員の同意が必要だということを、まずは丁寧に御説明させていただきたいと考えております。

ただ、その中でも、大江議員がおっしゃるとおり病気等により意思表示が伝えられない方、実際兄弟ではあるのですが居所不明で連絡ができないような場合、その他やむを得ない事情等もいろいろあるかと思っておりますので、その場合につきましては、その都度申請時にもらえない理由等の内容を御確認させていただきまして、対応をさせていただくことを考えております。

この分につきましては、規則の中に同意を要するものとするということの中に、ただし書きで町長が特別な事情と認める場合は、その部分を省略することができるという形で処理させていただきたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） ただし書きがあるということで、ぜひ実際に則して運用していただければと思います。

最後の部分をお聞きします。

生前予約の使用料にかかわってです。

私も全道で生前予約を受け付けている合同納骨塚、合葬墓を調べる限り調べさせてもらいましたが、死後の申請と生前予約に料金の差をつけているのは見当たりません。

多分、全道で美幌が初めてということになるのだろうというように思います。

私自身の感じとしては、積算根拠も示されておりまして、本当にそれが全部必要なのだろうかというような疑問はあります。ただ、スタート時点なので、そういうことでスタートするというのもやむを得ないかと思いつついるのですが、率直に言って積算が甘いのではないかという思いもあります。あえて一つ一つ説明を求めることはいたしません。

定期的に見直しをしながら、その積算根拠、より合理的なものに改めていくということは、姿勢の問題としてぜひ求めたいと思うのですが、何せ6,000円の死後の使用料に対して、生前だから2.5倍求めるものについては、いろいろ注目も集めるのだと思います。

全道初のケースということで、くれぐれも実態に則して無駄な作業にならないということ、あるいは気分や感情を害してはならないということなども含めて、慎重な取り扱いと絶えざる見直しを図って、最終的な条例事項にかかわってくるので、私としては不満は残りますけれども、そういう担保がとられればやむなくスタートをするということについては、やむを得ないかと思うのですが、取り扱いについてぜひ慎重かつ絶えざる見直しを図っていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） ただいまの生前予約者の使用料に関しての御質問だと思いますけれども、通常焼骨を埋蔵される方につきましては、その時点で処理が終わるということで考えておりますが、生前予約者につきましては、その後埋蔵されるまでの期間を要するというので、本人及び主宰者に対する住所、居所の確認とか、主催者等の変更があった場合の管理等をするための経費ということで、管理費用を加算させていただいている考えでございます。

生前予約者の管理に関する費用でありますので、申請者に御負担いただくという考え方、また管理することで、うちの場合20年で失効することもありますけれども、その間のトラブルの防止もできるということに伴うのと、許可に対する管理を行っていくことで、申請者に対してのきめ細やかな対応、生前予約をしていただいている部分の意思を尊重して、埋蔵されるまでの間管理をするという意味合いも見込ませて管理する形にさせていただいております。

それで、使用料の考え方でございますけれども、今始まったばかりですので、すぐに見直しという形にはならないとは思いますが、町におきましては使用料手数料の定期的な見直しはこれだけではなく、ほかのいろいろな使用料手数料の見直しを図っておりますので、そういう中で実際の経費等を積算して、今の積算根拠が実際の程度かかるかということでの見直しは、その都度図っていきたくて考えておりますので、御理解をよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 私からも数点質問させていただきます。

まず一つ目は、大江議員が先ほど質問していましたけれど、私も調べてみて、いわゆる通常の焼骨の埋蔵と生前予約を別料金で二本立てにしているところというのは、道内で多分美幌町が初めてだと思います。

それで、ほかの自治体では同じような生前予約を受付していても一本の料金でいっているのです。私も詳しくは確認していませんけれども、美幌町がこういう判断をした背景の中に、実際に生前予約をしている自治体の中で、具体的にこういう問題が生じているという事例などを美幌町も勘案しながら、一定の判断をしたかと思っておりますので、どういう具体的な事例があったのか



について、ぜひお聞かせいただきたいと思  
います。

ちなみに、本州などは、北海道では余り  
ないのですけれども、いわゆる骨壺で20  
年間預かって、20年経過すると合同納骨  
塚に焼骨を入れるという形で、二段階で預  
かるような形を実はとっているところもあ  
るのです。そういうところであれば、もち  
ろん別々に保管しますから、そういう料金  
が別途かかってくるということはわかるの  
ですけれども、今、大江議員の質問に対し  
て、使用料手数料は確かに定期的に見直し  
するわけですが、この議会に以前説明して  
いただいた積算の内訳でいえば、例えば  
郵便料とか、こういったものが短期間の  
うちに何倍にもなることは考えづらいで  
すし、今の説明で言えば、何か柔軟に対応  
して状況によって見直しするかのように聞  
こえたのですけれども、私は非常にその辺  
は、一旦決めてしまったものを5年やそ  
らで見直しをして、この1万5,000円を  
変えたりするというのは、逆にスタートし  
た時点での申し込みをされた方と、それ以  
降の方で著しく料金に差が生じたりする  
ということは、いかがなものかというよう  
にも感じています。

まず1点目、なぜ美幌町が20年間そう  
いう事務的な手間も考えながら、そのコス  
トを申請する住民の皆さんに負担を求めて、  
こういう形で二つの料金体系の中でやる  
というように判断したのか、その大きな理  
由について、まずお聞かせいただきたい  
と思います。

○議長（大原 昇君） 環境生活主幹。

○環境生活主幹（佐々木齊君） ただいま  
の御質問でございます。

合同納骨塚を御寄贈いただくこととなり  
まして、他の自治体に出向いたり、電話等  
でお尋ねしたりとかして参考としたものが  
ございます。

その中の一つは、生前予約を受けている  
自治体は、皆さん自治体の中でデータベー

スを構築したり、何らかの方法できちんと  
生前予約の内容を把握して、管理して、そ  
してお客様から亡くなったという連絡があ  
った場合は、その内容をデータベースと突  
合して、焼骨の埋蔵を受け付けするという  
のが一般的でございます。

それで、中には主宰者から名字が変わっ  
ていたなどしたときに連絡いただいて、  
変更届をいただくというのもございますが、  
何分、この制度は平成25年に網走市が生  
前予約を受け付けた制度がありまして、そ  
れ以降に、他の自治体でも27年、28年  
に始めたということでありまして、想定事  
例の部分もございますが、やはり届け出が  
主体となっているということで、変更があ  
ったら届け出をしてくださいということがベ  
ースになっています。

しかし、管理はきちんとデータベース化  
したり何なりして、それぞれの自治体はい  
ろいろな工夫がされているということで、  
そのときに、もし届け出がおくれた場合、  
例えばお亡くなりになったけれども連絡が  
来なかった場合などというときに、やはり  
町のせいになってしまうことから、例えば  
登録の内容を定期的にお送りするような方  
法などをやられてはいないのですかと聞い  
てみました。そうすると、逆に言うとそれ  
も一つの方法ですねということで、お客  
様にも登録の内容が伝わりますし、申請さ  
れる方が高齢であって、その後例えば認  
知になってしまったなどというときに、き  
ちんとした通知か何か定期的にお知らせ  
で届くということは、決して悪い考えでは  
ないですねというようなお話をいただきました。

ほかの町村ではまだそういうようなところ  
まで至ってはいないのですけれども、決  
してそういう考えを持つことは間違ってい  
ないのだということを思いまして、美幌町  
は先ほどありましたけれども、利用者の利  
便性のことを考えると、このような作業を  
するというのも決して間違っていない

のではないかという判断をさせていただいたところでございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 利用者の利便性というか、もちろんこれは条例や規則でそういう主宰者の変更だとか何かあった場合には、届け出るということをどこの自治体も定めていますけれども、それをきちんとするかどうかは確かに難しいと思います。しない方もいらっしゃると思うのですけれども、トラブルの件数というのがはたしてどれだけ——これはやってみないとわからないのですけれども、私はそんなにトラブルのようなことは少ないのではないかと思います。これは私の主観ですからわかりませんが、そのために、やはり行政側の職員が20年間しっかり届け出た人たちに通知しながら管理するというのは、その取り組みとしては、きちんとしたことだと思います。と思うのですけれども、負担になることと合わせて、それをやるために先ほど言った通常の6,000円の焼骨以外にプラス9,000円を負担して1万5,000円という料金体系になるということ考えた場合に、その辺、私はいかがなものかという思いがあります。

美幌町としては、他ではやっていないけれども、利用者の利便性を考えてこのように管理することとしたいというお話でしたが、利便性ということよりも、町がそういうトラブルを生じないようにするために、事前の策でこういう形でやろうとしているのではないかと考えているのですけれども、やはり利便性なのでしょうか。

これは申請者側の利便性を図るという意味で、こういう管理をしたいということなのではないでしょうか。その点だけもう一度お答えください。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 町が管理を行うということは、当然許可をして与えてい

るものですから、その間きちんと管理をするという形は当然のことです。きちんと管理をすることで、生前予約をされた方に間違いなく納骨されるという意思も尊重されるという部分にもなるのかと考えているところでございます。

それと、先ほどの使用料につきましても、定期的に見直しはするという話でしたけれども、見直しを図っていくというのは、すぐに改定をするという形は、今始まったばかりでございますし、そういう考えはないということをお伝えしておきます。

それと、使用料の考え方につきましても、厚生労働省のほうの合同納骨塚に関する研究報告書の中で、先ほどお話ししたとおり、道内では使用料を2段書きにしているところはありますけれども、考え方としては、町内・町外、町民・町民以外の考え方もありますし、今言いましたように、管理につきましても、当然生前予約につきましても、埋蔵されるまでの間、管理をしていかなくてはなりません。それは、やはりその分のかかる管理経費を徴したほうが良いという考え方の報告もありますので、美幌町としてはほかに道内で先進事例はありませんけれども、独自の制度として、生前予約者の部分で申し込んだ方に関しましては、申しわけないのですけれども、かかるべき経費は御負担していただくという考えで設定させていただきましたので、御理解願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） それでは、次の項目に移ります。

条例第5条第2項第5号について、先ほど大江議員の質問に対しても答えておりましたが、この条例だとか、あるいは規則の中で、先ほども答弁いただいた町長が特別な事情と認めたものについて云々という、そういう規定がございます。

それで、これは今議会の場ですから、こういう議論をして、私たちはどういう事例が考えられるのかということを知り得るのです。この、町長が特別として認めるようなケースというのは、今想定し得るものは、例えば条例が施行されて、実際に受け付けしたりするときに、やはりきちんと丁寧に、今の時点で想定されるようなことはこういうものが対象になりますということを、いちいち事例は挙げませんけれども先ほど民生部長が答えたようなケースについて、きちんと皆さんに申し込みを受け付ける際に、広報を通じて、もちろん町のホームページなども含めて、しっかり具体的な事例などを出すべきではないかと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） ただいまの規則、要綱等の取り扱いでございますが、まず規則、要綱につきましてもホームページからは見られるような形を現在もっておりますので、同じような形にはさせていただきたいと考えております。

それで、今言った事例については、まず窓口にこられるような方だとか、あとホームページでも受け付けの仕方という部分も含めまして、条例、規則の文面を出す就非常にわかりづらい部分がありますので、申請できる方だとか、具体的にわかりやすい形での受付方法だとか、そういった周知方法で、焼骨の場合とか生前予約の場合とか、何種類か種類もつけて、その人に合った部分で、見てわかりやすい形で整理してホームページや窓口でわかるようにさせていただきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） ほかの町の視察もしましたし、視察した場所以外のところなどを見ても、結構詳しく書いてありました。

町民の皆さんがわかるために、町の広報

だけでこのために何ページも割いてというのは、正直難しいと思うのです。そうすると、先ほど言ったような、こういう実際に利用するに当たって、今質問している町長が認めるというのは、こういうことが想定されるのですということなどを、ぜひ丁寧に町民の皆さんに、パンフレットなのかどうかはわかりませんが、一般的には自治体のホームページからダウンロードできますので、そういう方法ももちろんとられるのでしようけれども、それらによっても情報がわからない町民もたくさんいらっしゃると思いますので、ぜひその辺をきちんと周知をしていただきたいと思います。

それと、最後に、これは実際にこの条例が施行されたら、いつから実際に受け付けを開始するのかについて、これは条例上で今の提案は施行日が10月1日となっておりますけれども、当然、住民の皆さんに周知をしたりしながら、特に関心のある生前予約だとか、そういった部分が既に私のところにも何人かの方から電話で、料金はどのようになりますかということをお聞かれていますので、本日の議会の中で提案されて、それで決定になれば、皆さんには町のほうからきちんと周知されると思いますというようなことしかお答えしていないので、そういった面で、実際のところ受け付けるタイムラグというか、条例が通って広報に載せてということになると、実際に町のほうはいつごろを想定して、そういう準備をされていくのか、その辺もし考え方があればお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） ただいまの町民周知に関します今後のスケジュールということでございますが、広報につきましては10月1日には当然間に合いませんので、11月1日号に掲載させていただきたいと考えております。

今回条例をお認めいただきますと、10月1日が施行日ということになりますので、

実際には10月1日は日曜日ですから、10月2日から受付をさせていただき、納骨につきましては運用にあります。すぐ10月から毎週火曜日と金曜日ということで考えておりますので、その部分で受付をして、書類が整えば受付を始めたいと思っておりますが、何分まだ周知されておられませんので、この分につきましては、すぐにホームページに載せましますし、先ほどお話ししました窓口パンフレットについてもホームページ等に掲載する予定です。あと、斎場だとか宗教関係者のほうにも、条例が通りましたら周知をさせていただきたいと考えております。

一応、広く周知というのは、時間的に10月1日施行日までは時間がありませんが、できる限りの範囲で周知を図っていきたくて考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 考え方はわかりました。いろいろと私が言っているようなことを周知されなくても、もう既に広報等で、こういったものが町で議論されて議会にかかるということに関心持たれる人がいらっしやいますから、実際には10月1日に施行して、2日からもしそういうことを待ち望んでいた人が来たとしても、それはそれで受け付けていくということはわかりました。

いずれにしても、先ほど話したように、きちんと町民の皆さんにとって、新しいこの合同納骨塚が、どういうときに利用できるのかというようなことなどを、きちんとした形で準備ができれば、町民の皆さんに配布させていただきたいと思っております。

あわせて、議長にお願いしたいと思っておりますけれども、そのパンフレットなるものができましたら、ぜひ全議員に行政側のほうから配付いただくように取り扱いをお願いいたしたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第50号美幌町墓園等条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は14時15分といたします。

午後 2時00分 休憩

---

午後 2時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### ◎追加日程第3 議案第51号

○議長（大原 昇君） 追加日程第3 議案第51号平成29年度美幌町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 追加議案の5ページになります。

議案第51号平成29年度美幌町一般会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

平成29年度美幌町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ103万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ111億6,010万1,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書にて御説明を申し上げますので、14ページ、15ページをお開きいただきたいと思います。

まず1款、議会費でございます。

議会費の旅費、議会運営事務費の増、費用弁償36万4,000円の増につきましては、昨日設置されました役場新庁舎等建設調査特別委員会事務調査に係ります道内2回分の費用弁償の計上でございます。

その下の特別旅費7万8,000円につきましては、同じく事務局職員に係る旅費の計上でございます。

2款、総務費の4目財産管理費、庁舎改築等事業費の増、特別旅費5万2,000円の計上につきましては、特別委員会設置に伴いまして、視察同行が必要な場合についての旅費の計上で、2名分、2回分を計上させていただいたところでございます。

10款、教育費でございます。

2目、体育施設費、屋内体育施設維持管理事業費の増、修繕料54万円の増につきましては、B&G海洋センターのバイオマスボイラー温水巡回ポンプの取りかえ修繕でございまして、平成22年に設置のボイラーに不具合が生じていることから、ポンプの取りかえを行おうとするものでございます。

次に、歳入について御説明を申し上げますので、12ページ、13ページにお戻りをいただきたいと思います。

18款、繰入金の財政調整基金繰入金の増3万2,000円と、19款、繰越金、前年度繰越金100万2,000円の増につきましては、いずれも今補正に係る財源を財政調整基金繰入金及び前年度繰越金に求めるものでございます。

なお、今補正後の財政調整基金の年度末予定残高を参考資料の7ページに添付しておりますので、参照いただければと思います。

以上、御説明を申し上げます。よろし

くお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第51号平成29年度美幌町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第15 認定第1号から

#### 日程第20 認定第6号まで

○議長（大原 昇君） 日程第15 認定第1号平成28年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第16 認定第2号平成28年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17 認定第3号平成28年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18 認定第4号平成28年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19 認定第5号平成28年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20 認定第6号平成28年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について、以上6件を一括議題といたします。

お諮りします。

本件については、6人の委員をもって構成する一般会計等決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号平成28年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定から認定第6号平成28年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定までについては、6人の委員をもって構成する一般会計等決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました一般会計等決算審査特別委員会の委員については、美幌町議会委員会条例第7条第2項の規定により、2番大江道男さん、4番上杉晃央さん、6番戸澤義典さん、7番早瀬仁志さん、10番吉住博幸さん、12番中嶋すみ江さん、以上6人を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6人の方を一般会計等決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

---

#### ◎日程第21 認定第7号から

#### 日程第22 認定第8号まで

○議長（大原 昇君） 日程第21 認定第7号平成28年度美幌町水道事業会計決算認定について、日程第22 認定第8号平成28年度美幌町病院事業会計決算認定について、以上2件を一括議題といたします。

お諮りします。

本件については、6人の委員をもって構成する企業会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号平成28年度美幌町水道事業会計決算認定及び認定第8号平成28年度美幌町病院事業会計決算認定については、6人の委員をもって構成する企業会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました企業会計決算審査特別委員会の委員については、美幌町議会委員会条例第7条第2項の規定により、1番高橋秀明さん、3番新鞍峯雄さん、5番稲垣淳一さん、8番岡本美代子さん、9番坂田美栄子さん、11番橋本博之さん、以上6人を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6人の方を企業会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

再開は14時55分といたします。

休憩中に、両決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

午後 2時24分 休憩

---

午後 2時55分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された両決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元に参り

ましたので報告します。

一般会計等決算審査特別委員会の委員長に大江道男さん、副委員長に中嶋すみ江さん。

企業会計決算審査特別委員会の委員長に高橋秀明さん、副委員長に岡本美代子さん。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

暫時休憩します。

再開は15時35分とします。

午後 2時26分 休憩

---

午後 3時35分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎日程第23 意見書案第7号

○議長（大原 昇君） 日程第23 意見書案第7号軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり

り可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

---

#### ◎日程第24 意見書案第8号

○議長（大原 昇君） 日程第24 意見書案第8号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

---

#### ◎日程第25 意見書案第9号

○議長（大原 昇君） 日程第25 意見書案第9号適正な地方財政計画の策定を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと

と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

---

#### ◎日程第26 報告第11号

○議長（大原 昇君） 日程第26 報告第11号健全化判断比率について、お手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第11号健全化判断比率については、これで終わります。

---

#### ◎日程第27 報告第12号

○議長（大原 昇君） 日程第27 報告第12号資金不足比率について、お手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第12号資金不足比率については、これで終わります。

---

#### ◎日程第28 報告第13号

○議長（大原 昇君） 日程第28 報告第13号放棄した債権の報告について、お手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第13号放棄した債権の報告については、これで終わります。

---

#### ◎日程第29 報告第14号

○議長（大原 昇君） 日程第29 報告第14号平成28年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について、お手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第14号平成28年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告については、これで終わります。

---

#### ◎日程第30 報告第15号

○議長（大原 昇君） 日程第30 報告第15号例月出納検査報告について（5月～7月分）、お手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第15号例月出納検査報告について（5月～7月分）は、これで終わります。

---

#### ◎日程第31 議員の派遣について

○議長（大原 昇君） 日程第31 議員



の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付した印刷物のとおり、派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

---

### ◎日程第32 閉会中の継続調査について

○議長（大原 昇君） 日程第32 閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した印刷物のとおり申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### ◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本定例会に付議されました案件は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成29年第5回美幌町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後 3時42分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員